

### 【過年度登録者に係る資格の再認定申請】

2023年度から、資格登録漏れの期間が5年以内であれば申請できるようになり、資格再認定料は期間に応じて下記の通りとなっています。

- ・資格を喪失した年度から1年以内の場合、1資格につき10,000円
- ・資格を喪失した年度から2年以内の場合、1資格につき17,000円
- ・資格を喪失した年度から3年以内の場合、1資格につき24,000円
- ・資格を喪失した年度から4年以内の場合、1資格につき31,000円
- ・資格を喪失した年度から5年以内の場合、1資格につき38,000円

→この申請をされる場合は、まずシクミネットで新規で会員登録を完了してください。その後、都連事務局にて「過年度登録者に係る資格の再認定」の申請をしていただきます。その際、直近のSAJ会員証の写しと上記の申請料が必要ですのでご準備の上お越しくください。申請書は都連事務局にありますのでその場で書いていただけます。この申請の都連事務局受付締め切りは2025年3月15日（土）です。尚、資格が再認定されて有効になるのは次年度からとなります。

**追記：2024/8/7SAJの通達により、「合格証等証明書類等（合格年月日が確認出来る）資料」（コピー可）の提出も必要となりましたので併せてご準備ください。**